岡山県中小企業支援資金融資要領

制 定 平成21年4月1日 最終改正 令和7年10月7日

(目 的)

第1 岡山県中小企業支援資金融資制度要綱(平成21年岡山県告示第243号。以下「要綱」という。)に基づき、融資制度の円滑かつ適正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(融資申込の手続き)

第2 融資申込の手続きは、別表第1に定めるところによる。

(認定申請書等の様式)

- 第3 要綱第6条に規定する認定申請書等の様式は、様式第1号及び第2号に定めるところによる。
- 2 要綱第8条に規定する申告書の様式は、様式第5号から第8号まで及び第11号に定めるところによる。
- 3 要綱別表第7号(融資の対象者欄2)に係る計画書の標準様式は第9号、要綱別表第8号(融資の対象者欄1又は2)に係る指定様式は第10号に定めるところによる。 (運用基準)
- 第4 資金の運用基準は、別表第2のとおりとする。

(ソフトウェア業)

第5 ソフトウェア業のうち、「他人の需要に応じて、プログラムをフロッピーディスク、 磁気テープ等有形の媒体に加工した形で、自己の責任で製造するもの」については、 「製造業」として取り扱う。

(金融機関又は保証協会の実績報告)

- 第6 要綱第11条の規定に基づき金融機関は、様式第3号及び第4号により、融資及び回収の実績を翌月10日までに保証協会に報告するものとする。
- 2 保証協会は、前項の報告を受けたときは、内容を確認、修正し、遅滞なく知事に報告 するものとする。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 目

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月1日改正)

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

附 則 (平成21年10月30日改正)

この要領は、平成21年11月2日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日改正)

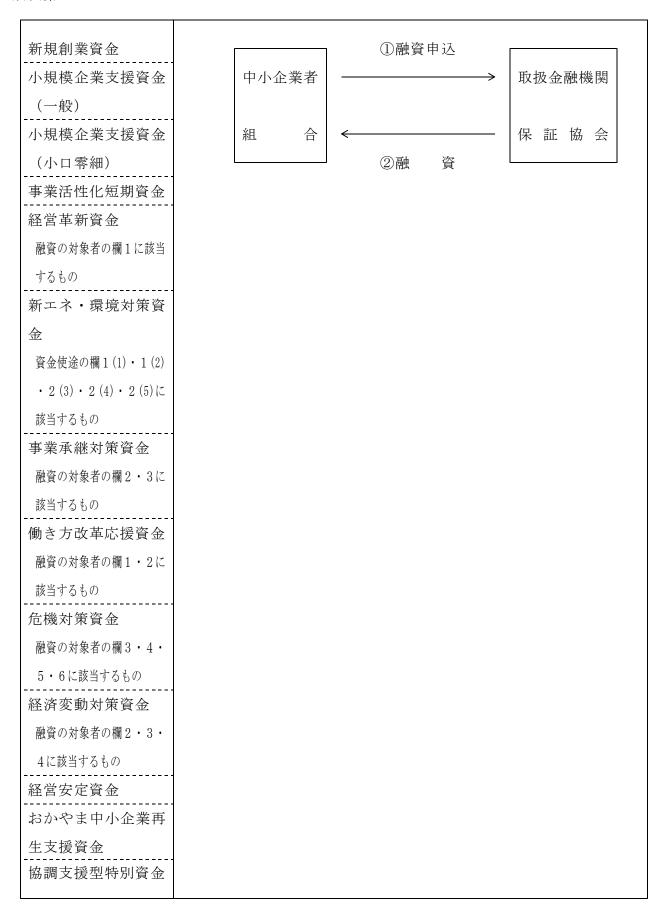
この要領は、平成22年4月1日から施行する。

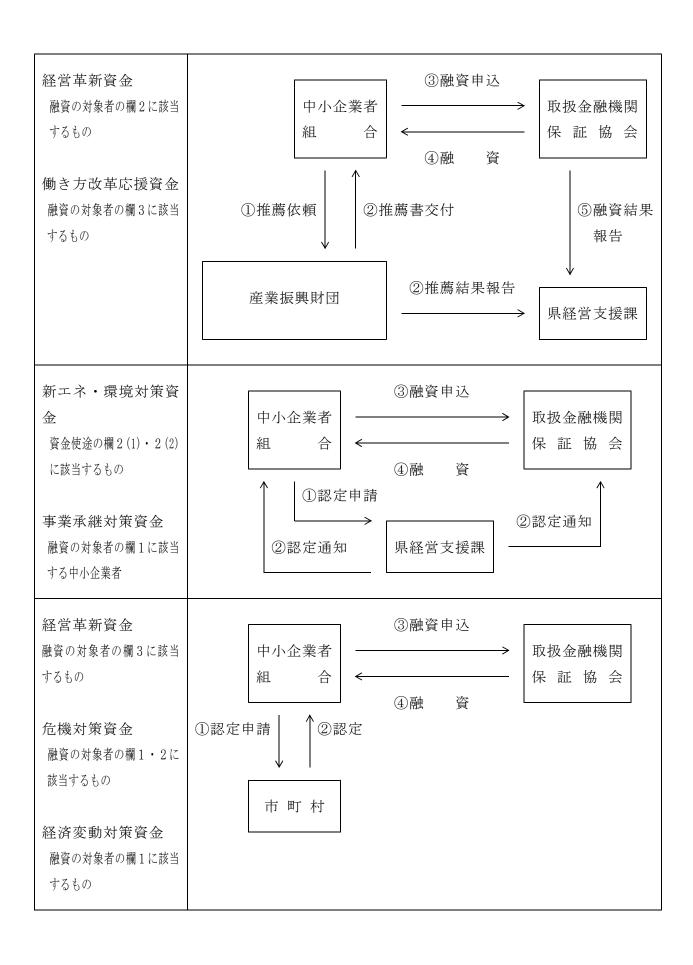
附 則(平成22年10月1日改正)

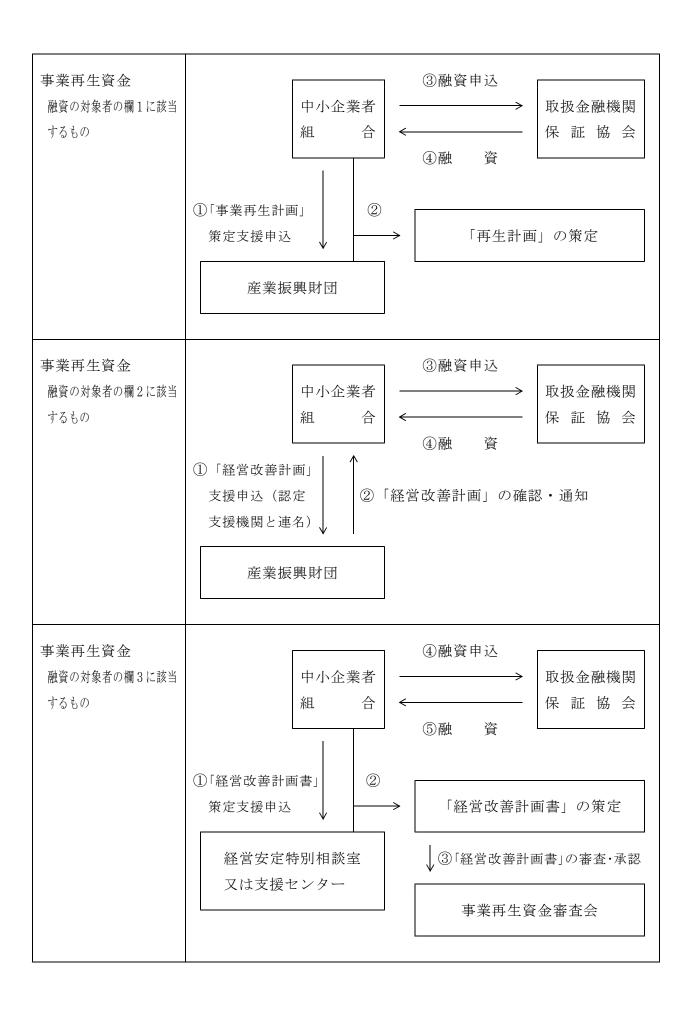
- この要領は、平成22年10月1日から施行する。 附 則 (平成23年3月29日改正)
- この要領は、平成23年3月30日から施行する。 附 則 (平成23年3月30日改正)
- この要領は、平成23年4月1日から施行する。 附 則 (平成23年4月26日改正)
- この要領は、平成23年5月2日から施行する。 附 則 (平成23年6月20日改正)
- この要領は、平成23年7月1日から施行する。 附 則 (平成24年3月29日改正)
- この要領は、平成24年4月1日から施行する。 附 則 (平成24年10月30日改正)
- この要領は、平成24年11月1日から施行する。 附 則 (平成25年1月15日改正)
- この要領は、平成25年1月15日から施行する。 附 則 (平成25年3月26日改正)
- この要領は、平成25年4月1日から施行する。 附 則 (平成26年3月28日改正)
- この要領は、平成26年4月1日から施行する。 附 則 (平成27年1月23日改正)
- この要領は、平成27年2月2日から施行する。 附 則 (平成27年3月24日改正)
- この要領は、平成27年4月1日から施行する。 附 則 (平成27年7月28日改正)
- この要領は、平成27年8月1日から施行する。 附 則 (平成28年3月22日改正)
- この要領は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 (平成28年4月26日改正)
- この要領は、平成28年5月2日から施行する。 附 則 (平成28年5月27日改正)
- この要領は、平成28年5月27日から施行する。 附 則 (平成28年7月8日改正)
- この要領は、平成28年7月8日から施行する。 附 則 (平成29年3月21日改正)
- この要領は、平成29年4月1日から施行する。 附 則 (平成30年3月20日改正)
- この要領は、平成30年4月1日から施行する。附 則 (平成30年8月3日改正)
- この要領は、平成30年8月1日から適用する。

附 則(平成31年3月20日改正)

- この要領は、平成31年4月1日から施行する。 附 則(令和2年2月17日改正)
- この要領は、令和2年2月25日から施行する。 附 則(令和2年3月19日改正)
- この要領は、令和2年4月1日から施行する。 附 則(令和2年5月1日改正)
- この要領は、令和2年5月1日から施行する。 附 則(令和2年5月26日改正)
- この要領は、令和2年5月26日から施行する。 附 則(令和3年3月30日改正)
- この要領は、令和3年4月1日から施行する。 附 則(令和3年5月18日改正)
- この要領は、令和3年5月18日から施行する。 附 則(令和4年4月15日改正)
- この要領は、令和4年4月15日から施行する。 附 則 (令和4年4月28日改正)
- この要領は、令和4年4月28日から施行する。 附 則 (令和4年6月28日改正)
- この要領は、令和4年7月1日から施行する。 附 則(令和4年7月27日改正)
- この要領は、令和4年8月1日から施行する。 附 則(令和4年9月30日改正)
- この要領は、令和4年10月1日から施行する。 附 則(令和5年3月10日改正)
- この要領は、令和5年3月15日から施行する。 附 則(令和5年3月17日改正)
- この要領は、令和5年4月1日から施行する。 附 則(令和5年3月20日改正)
- この要領は、令和5年4月1日から施行する。附 則(令和6年6月21日改正)
- この要領は、令和6年7月1日から施行する。 附 則(令和7年3月18日改正)
- この要領は、令和7年4月1日から施行する。 附 則 (令和7年10月7日改正)
- この要領は、令和7年10月7日から施行する。







資金の運用基準

1 共通基準

共通基準

- 1 融資申込金額の単位は、10万円とする。
- 2 融資を申し込もうとする資金について融資残高がある場合は、融資限度額から融 資残高を控除した額まで追加融資申込ができるものとする。
- 3 認定の有効期間は6か月以内とする。
- 4 県外に設置される設備については、原則として融資の対象としない。ただし、個別基準に別に定めがあるものについてはこの限りではない。
- 5 運転資金と設備資金は、融資期間又は据置期間が異なる場合を除き、原則として 一口で取り扱うこととする。
- 6 別表の融資条件の欄に掲げる要件は、同表各号に掲げる資金(既往の融資実行している資金を含む。)の種類ごとに、それぞれ同表の融資期間(うち据置期間)の欄に掲げる融資期間を限度として、償還が完了するまで適用する。
- 7 知事が適当と認める場合は、融資条件の変更において、据置期間を延長することができるものとする。

2 個別基準

要綱別表第4号の資金(事業活性化短期資金)

- 1 融資期間の欄に規定する知事が特に必要と認めたときとは、次のいずれかに該当するものをいい、3年以内において融資期間を延長することができるものとする。
 - (1) 流動資産担保融資根保証の期間満了に際し、変更保証契約による1年間の期間延長を行うもの
 - (2) 1年以内の代金回収が困難となった場合等であって、3年を限度とする確実な返済計画書が提出されたもの

要綱別表第5号の資金(経営革新資金)

1 新たに実施する事業に要する行政庁の許認可等を取得見込みである場合には、保証協会は、本資金の融資を受けようとする者から、次の様式による誓約書を徴求するものとする。

誓 約 書

岡山県信用保証協会 御中

私は、経営革新資金の融資申込時において、新たに実施する事業に 要する許認可を取得見込であり、これを取得したときには速やかに貴 行(金庫・組合)にその写しを提出します。

令和 年 月 日

事業所所在地

企業名(商号)

代表者名

電話番号

取得予定許認可名

上記の件、当行(金庫・組合)が責任をもって管理いたします。

令和 年 月 日

金融機関(支店)名 支店長

- 2 融資の対象者の欄2に規定する県が別に定めるものは、次のとおりとする。
 - (1) 「収益性の向上が見込まれる」とは、融資の対象者の欄2の(1)、(2)、(3)又 は(4)にあっては、原則として、融資対象事業の付加価値額(営業利益及び人件 費、減価償却費の合計をいう。)が、認定の申請時点における直前期末から3年 後の決算において6%以上(従業員数101名以上の企業にあっては3%以上)増 加すること。
 - (2) 融資の対象者の欄2の(1)に規定する「新分野進出」とは、原則として、現在 行っている事業と日本標準産業分類の細分類(4ケタ)で異なる分類の業種への 参入をいう。

ただし、経営形態の転換であるものは、含めるものとする。

要綱別表第6号の資金 (新エネ・環境対策資金)

- 1 資金使途の欄1(1)に規定する「新エネルギー利用等」とは、新エネルギー利用 等の促進に関する特別措置法施行令(平成9年政令第208号)第1条に規定するも のをいい、次のものが該当する。
 - (1) バイオマス燃料製造 (2) バイオマス熱利用 (3) 太陽熱利用

(8) 風力発電

(6) バイオマス発電

- (4) 温度差熱利用
- (5) 雪氷熱利用
- (9) 中小規模水力発電

(10)太陽光発電

(7) 地熱発電

- 2 資金使途の欄1(2)に規定する「クリーンエネルギー自動車」とは、次のとおり とする。
 - (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車
- (3) ハイブリッド自動車 (4) プラグインハイブリッド車
- (5) 水素自動車
- (6) クリーンディーゼル自動車
- (7) 電気自動車充電設備 (8) 自家用天然ガス燃料供給設備
- 3 資金使途の欄2(1)に規定する「公害防止施設」とは、次のとおりとする。

- (1) 汚水防止施設 (2) ばい煙防止施設 (3) 騒音防止施設 (4) 振動防止施設
- (5) 粉塵防止施設 (6) 悪臭防止施設
- (7) 廃棄物処理施設(排出事業者が自ら処理するための施設に限る。)
- (8) 産業廃棄物の最終処分場(産業廃棄物処理業者が設置するものを除く。)
- (9) その他知事が必要と認めた施設等
- 4 資金使途の欄 2 (4) に規定する「再生資源」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第48号)第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。

この法律において「再生資源」とは、「使用済物品等」(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。))又は「副産物」(製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給又は土木建築に関する工事(建設工事)に伴い副次的に得られた物品(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。))のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。

5 資金使途の欄 2 (4) に規定する「再生資源を原材料として利用する製品の製造に 必要な設備」とは、次のとおりとする。

業種	設備
一	IX III
紙製造業	古紙パルプを製造するために必要な設備
ガラス容器製造業	カレットから不純物を除去するために必要な設備
非鉄金属第二次精 錬、精製業	アルミニウムくずを原材料としてアルミニウム二次地金を 製造するために必要な設備
	または、使用済みの密閉型アルカリ蓄電池を原材料として フェロニッケル及び酸化カドミウム若しくはカドミウムを 製造するために必要な設備
アルミニウム・ア ルミニウム合金圧 延業又は非鉄金属 鋳物製造業	アルミニウムくずを原材料としてアルミニウム二次地金を 製造するために必要な設備
プラスチック製品 製造業	プラスチックの製造に係る設備であって、廃プラスチック 類を原材料とするために必要な設備
高炉による製鉄業	スラグをその粒度に応じて破砕するために必要な設備
	(水を利用して破砕を行う場合にあっては、脱水装置及び 水回収装置を含む。)
製鋼・製鋼圧延業	スラグをその粒度に応じて破砕するために必要な設備
	または、電気炉の廃熱を利用して鉄くずから不純物を除去 するために必要な設備
上記以外の製造業	再生資源を原材料として利用する製品の製造に必要な設備

- 6 資金使途の欄 2 (5) に規定する「フロン類 (クロロフルオロカーボン (CF C)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)又はハイドロフルオロカーボ ン (HFC)) 使用施設の代替施設の設置又は回収装置等」とは、次のとおりとす る。
 - (1) 脱フロン類洗浄設備

- (2) 省フロン類洗浄設備
- (3) フロン類回収装置(回収容器を含む。) (4) フロン類破壊装置
- (5) 脱フロン類対応型冷凍空調設備
- 7 融資の対象者として知事の認定を受けようとする者は、様式第1号による融資対 象者認定申請書を県経営支援課へ提出するものとする。

要綱別表第7号の資金(事業承継対策資金)

1 資金使途の欄(2)に規定する知事が別に定める既往の借入金とは、保証協会の保 証付き融資とする。

ただし、金融機関と保証協会の提携保証「はばたき」及び「いぶき」については 借換の対象としない。

2 保証料の欄に規定する知事が別に定める者とは、事業承継特別保証制度要綱に定 める事業の承継に対する支援に係る事業を行う者による確認を受けた者とする。

要綱別表第8号の資金 (働き方改革応援資金)

- 1 融資の対象者の欄3に規定する「生産性の向上が見込まれる」とは、設備の導入 により、申込時点における直前期末から3年後の決算において付加価値額(営業利 益及び人件費、減価償却費の合計をいう。)が、次のとおり向上する計画であるこ とをいう。
- (1) サービス産業の場合 3% (年率平均1%)以上
- (2) 製造業(※)の場合 6% (年率平均2%) 以上 ※従業員数101名以上の企業にあっては、3% (年率平均1%)以上

要綱別表第9号の資金(危機対策資金)

- 融資の対象者の欄3に規定する知事が指定する災害とは、暴風、豪雨、洪水、地 震等異常な自然現象等による災害で、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 「災害救助法」の適用を受けたもの
 - (2) 「激甚災害」の指定を受けたもの
 - (3) その他(1)又は(2)に準ずる災害として知事が特に認めたもの
- 2 知事による災害の指定について

中小企業者又は組合が1の災害により被害を受けたことが判明したときは、知事 は災害を指定し、本資金の適用を関係機関へ通知する。ただし、当該災害により融 資の対象者の欄2に規定する者に本資金を適用する場合は、この限りではない。

要綱別表第10号の資金(事業再生資金)

1 資金使途の欄(2)に規定する知事が別に定める既往の借入金とは、保証協会の保証付き融資とする。

ただし、金融機関と保証協会の提携保証「はばたき」及び「いぶき」については 借換の対象としない。

要綱別表第11号の資金(経済変動対策資金)

- 1 融資の対象者の欄2に規定する為替相場の変動により事業活動に影響を受けている者とは、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 最近3か月間に輸出又は輸入取引が売上高の20%以上を占める月があり、かつ、輸出又は輸入取引における最近3か月間の平均売上高が前年同期に比べ減少している者
 - (2) 最近3か月間に輸出入関連企業との取引が売上高の20%以上を占める月があり、かつ、輸出入関連企業との取引における最近3か月間の平均売上高が前年同期に比べ減少している者
- 2 保証協会及び金融機関は、融資の対象者の欄2に該当することにより本資金の融資を受けようとする者から、別紙様式第5号又は第6号による申告書を徴求するものとする。
- 3 保証協会及び金融機関は、融資の対象者の欄 3 (1)に該当することにより本資金の融資を受けようとする者から別紙様式第 7 1 号による申告書を徴求し、また、融資の対象者の欄 3 (2)に該当することにより本資金の融資を受けようとする者から様式第 7 2 号による申告書を徴求するものとする。

なお、最近3か月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率の算出が困難な場合にあっては、直近期とその前期の決算書等における平均売上総利益率又は平均営業利益率に置き換えることができるものとする。

- 4 保証協会及び金融機関は、融資の対象者の欄 4(1)に該当することにより本資金の融資を受けようとする者から別紙様式第 8-1 号による申告書を徴求し、また、融資の対象者の欄 4(2)に該当することにより本資金の融資を受けようとする者から様式第 8-2 号による申告書を徴求するものとする。
- 5 資金使途の欄(2)に規定する知事が別に定める既往の借入金とは、保証協会の保証付き融資とする。

ただし、金融機関と保証協会の提携保証「はばたき」及び「いぶき」については 借換の対象としない。

要綱別表第12号の資金(経営安定資金)

1 資金使途の欄(2)に規定する知事が別に定める既往の借入金とは、保証協会の保証付き融資とする。

ただし、金融機関と保証協会の提携保証「はばたき」及び「いぶき」については

要綱別表第13号の資金(おかやま中小企業再生支援資金)

1 資金使途の欄(2)に規定する知事が別に定める既往の借入金とは、保証協会の保証付き融資とする。

ただし、金融機関と保証協会の提携保証「はばたき」及び「いぶき」については 借換の対象としない。

要綱別表第14号の資金 (協調支援型特別資金)

- 1 保証協会及び金融機関は、融資の対象者の欄2に該当することにより本資金の融資を受けようとする者から、別紙様式第11号による申告書を徴求するものとする。
- 2 資金使途の欄(2)に規定する知事が別に定める既往の借入金とは、保証協会の保証付き融資とする。

ただし、金融機関と保証協会の提携保証「はばたき」及び「いぶき」については 借換の対象としない。 岡山県知事 伊原木 隆太 様

<u>所</u>	在	地			
<u>企</u>	業	名			
代表	長者日	氏名			

新エネ・環境対策資金の融資対象者認定申請書

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱(平成21年岡山県告示第243号)第8条の規定に基づき、新エネ・環境対策資金の融資対象者に該当することについて認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 資本又は出資の総額

千円

2 常時使用する従業員の数

人

- 3 現に営む事業の内容
- 4 借入対象事業名
- 5 環境対策計画書(別紙)

(添付書類)

- 1 直前期の決算書
- 2 会社経歴書・申立書
- 3 県税の納税証明書
- 4 公害防止施設の整備又は移転について、市町村長の指導を受けた者にあっては、指導状況を記した 市町村長の意見書
- 5 公害関係法令等に基づく届出書等の写し(ただし、公害関係法令等に基づく規制を受けない場合は、 これに準ずるもの)
- 6 その他知事が必要と認める書類

年度	第	号

新エネ・環境対策資金の融資対象に該当する中小企業者(組合)として認定します。 なお、本書の有効期間を認定の日から6か月としますので、有効期間内に融資を受けてください。 令和 年 月 日

環境対策計画書

- 1 融資希望対象 ※該当する番号に○をしてください。
 - 1 汚水防止施設等の公害防止施設の整備
 - 2 公害防止が困難な工場等の移転
- 2 施設を設置又は改善しようとする工場等について

施設を設置又は改善し	用途
ようとする場所	地域
(工場等移転の場合)	用途
移転後の場所	地域
公害発生の状況及び	
苦情の状況	

3 環境対策計画について

計画の概要(設置又は改	女善施設の	名称、	用途及び	が能力等に、	ついても記	載する	。)	
(工事等予定:着手	年	月	日~	~ 完了	年	月	日)	
当該計画による効果								
計画に伴い予想される								
周辺環境への影響と								
その防止対策								

4 資金計画

所 要 経 費 内	訳	資 金 調 達 内	訳
経 費 区 分	金額	調達先	金 額
		本資金融資希望額	
		自己資金	
		国・地方公共団体の補助金	
		公的融資	
		民間金融機関からの融資	
		その他()	
合 計		合 計	

5 添付図書

- (1) 資金使途がわかるもの(契約書、見積書、仕様書等)
- (2) 工場等の位置図、配置図及び付近見取り図等
- (3) 設置施設の仕様書、構造図等
- (3) その他

五無的 凹位八門 田尔连未派共列 山 生	公益財団法	人岡山県産業振興財団理事長	様
----------------------	-------	---------------	---

公記	益財団法人	、岡山県産	業振興財団理	里事長 様							
						<u>所</u>	在 均	也			
						企	業	Ż			
						代表:	者氏名	Ż			
						11/22					
			経営革新資	登金に係る融	資:	対象事業詞	十画指		書		
				度要綱(平成21 こいので、下記					3条の規	見定に基っ	づき、融資
					記	2					
1	対象要件	!	該当する要件	+にレ点を記入	す	ること。					
_				、新商品・新			• 提f	共、販路隊	昇拓、耶	对抗大等	È
				、新エネルギー							-
				:物、ステンレ				ス・CLT	Γ(直交	集成材)	関連
	□ 第4	4 号要件	インバウン	ド(外国人誘行	客)	等の観光関	連				
2	企業概要	Ę									
	資本金				円	従業員数					人
	開業年	個人・治	去人	年	:						
	業種										
	【自社の	 強み・弱み	• 課題 • 問題	[点】		<u> </u>	ı				
				_							
3	業界動向	ī									
4	借入金列	遠高(直近	期末)							(単位	立:千円)
			残 高	f 年間	返	済額		僧	計 入	先	
		金融機関									
	民間金融										
	その他会 役員等何	金融機関 <u></u> # 7									
	· 投貝等的	計									
	Ц	н									
5	財務内容	7									

(単位:千円)

					(平位・111)
		直近期末	1年後	2年後	3年後
		年 月期	年 月期	年 月期	年 月期
①売上高					
②売上原	京価				
③売上約	総利益 (①-②)				
④販売費	費及び一般管理費				
⑤営業科	刊益				
⑥営業タ	卜 費用				
⑦経常和	刊益 (⑤-⑥)				
⑧人件費					
⑨設備抄	设資額				
10運転資	全金				
①減価値	賞却費				
	普通償却額				
	特別償却額				
12付加信	価値額(⑤+⑧+⑪)	A			В
③資金	政府系金融機関借入				
調達額	民間金融機関借入				
(9+10)	自己資金				
	その他(
	合 計				

※6%以上(従業員数101名以上の企業にあっては3%以上)増加すること B/A %

7 設備投資計画

【設備投資の内容及び必要な理由・背景】
【既存設備・事業との相違点、市場ニーズ・ターゲット・成長性】

設備投資計画

(単位:千円)

機械装置名称(導入年度)			単 価	数量	金 額
(年	月期)			
(年	月期)			
合 計					

運転資金計画

(単位:千円)

年 度	金 額	内 訳
年 月期		
年 月期		
年 月期		
合 計		

【添付書類】内容を確認できる書類(企業のパンフレット、直近の決算書・試算表、設備の見積書・パンフレット等)

77 米田口汁	1 124 1	11日本光柱	明井口朮	中中日	1六
公益財団法	人间山	」県産業版	型的间边	# 事 🕏	様

所	在	地			
<u>企</u>	業	名			
代表	₹者₽	氏名			

働き方改革応援資金(人手不足解消)に係る融資対象事業計画推薦依頼書

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱(平成21年岡山県告示第243号)第8条の規定に基づき、融資対象事業計画について推薦を受けたいので、下記のとおり申込みます。

記

1 企業概要

資本金	万円	従業員数	人
開業年	個人・法人 年		
業 種			

2	当社における人手不足の状況及び設備導入の必要性

3 借入金残高(直近期末)

(単位:千円)

	残 高	年間返済額	借入先
政府系金融機関			
民間金融機関			
その他金融機関			
役員等借入			
合 計			

4 設備投資計画

【設備投資の内容及び期待される人手不足解消の効果】

					(単位:十円)
		直近期末 年 月期	1 年後 年 月期	2 年後 年 月期	3年後 年 月期
①売上記	前				
②売上原					
③売上約	総利益 (①-②)				
④販売	費及び一般管理費				
⑤営業科	刊益				
⑥営業タ	外費用				
⑦経常和	刊益 (⑤-⑥)				
⑧人件					
9設備担	少資額				
⑩運転資	資金				
①減価(賞却費				
	普通償却額				
	特別償却額				
12付加值	西値額 (⑤+⑧+⑪)	A			В
13資金	政府系金融機関借入				
調達額 (⑨+⑩)	民間金融機関借入				
	自己資金				
	その他 ()				
	合 計				
		<u> </u>			

※以下のいずれかの要件を満たすこと

(1) サービス産業の場合	3% (年率平均1%) 以上向上すること	B/A %
(2) 製造業(※)の場合	6% (年率平均2%) 以上向上すること	B/A %

※従業員数101名以上の企業にあっては、3% (年率平均1%) 以上向上すること

【添付書類】内容を確認できる書類(企業のパンフレット、直近の決算書・試算表、設備の見積書、 パンフレット等)

6 働き方改革応援に関する当社の認定等の状況(該当項目にレ点を付け	けてください。)
□ おかやま子育て応援宣言企業	
□ 晴れの国から「健活企業」	
□ 若者雇用促進法の「ユースエール」認定企業	
□ 女性活躍推進法の「えるぼし」認定企業	
□ 次世代育成支援対策推進法の「くるみん」認定企業	
□ 「健康経営優良法人」(経済産業省)の認定企業	
□ その他上記に準じた認定等()※括弧内に記入ください

[令和 年 月分] (取扱金融機関名) (単位:千円)

		前月	末残高	本月	中融資額	本月	中回収額	本所定年	月 中	本 月	末 残 高
融資制	度 名	件 数	金額	件 数	金額	件 数	金額	件 数	金 額	件 数	金額
新規創業資金											
小規模企業支援資金 (一般)											
小規模企業支援資金(小口零組	I)										
事業活性化短期資金											
経営革新資金											
新エネ・環境対策資金											
事業承継対策資金											
働き方改革応援資金											
危機対策資金											
危機対策資金 (感染症関連・危機関連保証) ※新型コロナウイルス感染症	対応										
危機対策資金 (新型コロナ特別対応)											
危機対策資金(危機関連) SN4号適用 ※平成30年7	月豪雨対応										
危機対策資金 (知事特認)	責任共有対象										
※平成30年7月豪雨対応	責任共有対象外										
新型コロナウイルス感染症 対応資金	責任共有対象 (特例該当)										
※令和2年10月2日までに 信用保証協会が保証の申 込を受け付け、かつ、融	責任共有対象 (特例該当なし)										
資実行の日から3年を経 過したもののみ	責任共有対象外										
事業再生資金											
	下記以外										
経済変動対策資金	感染症影響										
原油高等特別対応											
経営安定資金											
おかやま中小企業再生支援資金											
協調支援型特別資金	下記以外										
ww アルス土17 が見 正	米国関税特別対応										
合 計			·								

(注) 「特例該当」とは、令和2年5月1日付け経第99号「新型コロナウイルス感染症対応資金における取扱について(通知)」の1から5までのいずれかに該当することをいう。

〈参考〉 次の資金については、融資した対象者の件数を記入すること。

資金名	件数 記入欄	融資対象
事業承継		① 経営承継円滑化法の認定を受けた中小企業者等(代表者含む)
対策資金		② 事業承継計画に従い事業承継を行う中小企業者等
fel > 1 and adda		① 子育て支援、健康経営等に取り組む中小企業者
働き方改革 応援資金		② 職場環境の充実に取り組む中小企業者
/心及貝亚		③ 生産性向上のため省力化設備を導入する中小企業者

様式第4号 : 有 ・ 無

(注1) 本月中の融資実行がない場合、様式第4号の提出は不要。右記に赤丸をつけること。

(注2) 本月中所定年数経過分には、融資実行の日から次の年数が経過したものを記入する。

3年:新型コロナウイルス感染症対応資金、危機対策資金(新型コロナ特別対応)、おかやま中小企業再生支援資金

2年:経済変動対策資金(原油高等特別対応)

(単位:千円)

【			(以恢变慨機)名)				(単位:十円)				
	融	資 制	度名	区 分	責任共有	前 月 件 数	未 残 高	本 月 件 数	中 回 収 額 金 額	本 月 件 数	未 残 高
小相	小規模企業支援資金(一般)		保証付き	対象							
7. 加快止來入級與业(米証りる	対象外							
小規	模企業支援	資金(小口零約	H)	保証付き	対象外						
新規	創業資金	(平成25年度まで	での融資分)	保証付き	対象外						
新規	創業資金	(平成26年度以降	全29年度までの融資分)	保証付き	対象外						
事業	再生資金			保証付き	対象						
, ,,,	.,			77788877	対象外						
経済	変動対策資	金		保証付き	対象						
					対象外						
経済	変動対策資	金(災害)		保証付き	対象						
					対象外						
経営	安定資金			保証付き	対象						
					対象外						
経営	革新資金	(平成25年度まで	での融資分)	保証付き	対象						
				保証付き	対象						
経営	革新資金	(平成26年度以降	¥29年度までの融資分)		対象外						
				その他							
新工	ネルギー導	入促進資金		保証付き	対象						
(平	成28年度ま	での融資分)			対象外			<u> </u>			
				その他							
自動	車関連企業	サポート資金		保証付き	対象						
	1 10 14t A 3	Mile date City La L Arter View A		/D == / 1 >	対象外						
	小規模企	業特別対策資金		保証付き	対象外						
	経済変動	対策資金(災害	関連)	保証付き	対象						
					対象外						
廃	## \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	##.40.3% 11.32 1	Wer A	保証付き	対象						
止済	彩垣来取1	備投資サポート	貝金	7 0 14	対象外						
資金			1	その他	対象						
及び新		小規模企業対	県小口資金	保証付き	対象外						
規申		策資金	県小口零細資金	保証付き	対象外						
込中	中小企業		2017年中市地域亚	WILL C	対象						
止資	振興資金	設備改善資金		保証付き	対象外						
金(対象						
残高		安定対策資金		保証付き	対象外						
カバ					対象						
1 分	中小企業	連鎖倒産防止等	對策資金	保証付き	対象外						
在 呂 .	経営安定 特別対策				対象						
	真並	経営改善対策資金 保証			対象外						
		<u> </u>			対象						
	中小企業経営革新等支援資金		保証付き	対象外							
	<u> </u>				対象						
				保証付き	対象外						
		合	計	その他				·			
				計							
				ı		l .	I.	1	I .	1	I.

(単位:千円、%)

[令和 年 月分]

(取扱金融機関名

融資実行 最終償還 信用保証協会 融資先企業 融資制度名 融資先企業名 融資金額 備考 の所在市町村 年月日 期日 の保証の有無 新規創業資金 小規模企業支援資金 小規模企業支援資金 (小口零細) 事業活性化短期資金 経営革新資金 新エネ・環境対策資金 事業承継対策資金 働き方改革応援資金 危機対策資金 事業再生資金 経済変動対策資金 経営安定資金 おかやま中小企業再生 支援資金 協調支援型特別資金

- (注1)新規創業資金については、スタートアップ創出促進保証の場合には備考欄に「スタートアップ」と記入すること。
- (注2)小規模企業支援資金について、一括償還の場合には備考欄に「一括」と記入すること。
- (注3)事業承継対策資金、働き方改革応援資金については、備考欄に融資対象者の番号を記入すること。
- (注4)危機対策資金については、様式第3-1号の区分に応じ、備考欄に「危機関連」と記入すること。
- (注5)経済変動対策資金については、原油高等特別対応の場合には備考欄に「原油高等特別対応」と記入すること。
- (注6)協調支援型特別資金については、米国関税特別対応の場合には備考欄に「米国関税特別対応」と記入すること。
- (注7)五十音順に記載すること。
- (注8)記載欄の過不足は適宜調整し、提出枚数を最小限にすること。

取扱金融機関の長 岡山県信用保証協会会長 様

所	在	地				
企	業	名				
	長者日					

為替相場変動影響申告書

当社は、次のとおり、最近3か月間に輸出又は輸入取引が売上高の20%以上を占める月があり、かつ、 為替相場の変動の影響により輸出又は輸入取引における最近3か月間の平均売上高が前年同期に比べ減 少していることに相違ありません。

記

1	輸出又は輸入取引の概要及び為替相場変動の影響(具体的に)

2 最近3か月間に輸出又は輸入取引が売上高の20%以上を占める月がある。

区 分	売上高 A	うち輸出入取引分 B	割合 B/A*100
1か月間の売上高(月分)			%

3 輸出又は輸入取引における最近3か月間の平均売上高が前年同期に比べ減少している。

区 分	今年 A	前年 B	減少値 B-A
最近3か月間の平均売上高(※)			

※輸出入取引における最近3か月間の平均売上高には最近3か月間に生じた為替差損相当額を含めることができる。

【添付書類】

内容を確認できる書類(試算表、関連帳簿の写し、取引先別の売上高のわかる資料、企業のパンフレットなど)

取扱金融機関の長 岡山県信用保証協会会長 様

所	在	地			
企	業	名			
	長者日				

為替相場変動影響申告書

当社は、次のとおり、最近3か月間に輸出入関連企業(※)との取引が売上高の20%以上を占める月があり、かつ、為替相場の変動の影響により輸出入関連企業(※)との取引における最近3か月間の平均売上高が前年同期に比べ減少していることに相違ありません。

※輸出入関連企業:概ね1年以内において輸出入取引を行っている事業者

記

1	輸出入関連企業との取引の概要及び為替相場変動の影響(具体的に)

2 最近3か月間に輸出入関連企業との取引が売上高の20%以上を占める月がある。

区 分	売上高 A	うち輸出入関連企業 との取引分 B	割合 B/A*100
1か月間の売上高(月分)			%

3 輸出入関連企業との取引における最近3か月間の平均売上高が前年同期に比べ減少している。

区 分	今年 A	前年 B	減少値 B-A
最近3か月間の平均売上高			

【添付書類】

内容を確認できる書類(試算表、関連帳簿の写し、取引先別の売上高のわかる資料、企業のパンフレットなど)

取扱金融機関の長 様 岡山県信用保証協会会長

所	在	地			
企	業	名			
	長者」				

経済変動対策資金の融資対象要件に係る申告書

私は、	_業を営んでいるが、	下記のとおり売上高等の減少が生じているため、
経営の安定に支障が生じています。	_	

記

売	売上高等(平均売上額又は平均販売数量)の減少 								
		$\frac{B - A}{B} \times 100 \ge 5\%$	減少率% (適・否))					
	A	申込時点における最近3か月間の月平均売上額等	円						
	В	Aの期間に対応する前年の3か月間の月平均売上額等	円						

※経済変動対策資金の融資対象者3(1)に該当して融資を申し込む場合に申込書に添付すること。

取扱金融機関の長 岡山県信用保証協会会長

<u>所</u>	在	地			
<u>企</u>	業	名			
		T. #			
17.3	長者」	<u> </u>			

経済変動対策資金の融資対象要件に係る申告書

私は、下記のとおり (①売上総利益率 ・ ②営業利益率) が減少しているため、経営の安定に 支障が生じています。

記

1	① 売上総利益率の減少 (※売上総利益率…売上総利益÷売上高×100)								
		B − A ≧ 5%	減少率	% (適・否)					
	A	申込時点における最近3か月間の月平均売上総利益率		%					
	В	Aの期間に対応する前年の3か月間の月平均売上総利益率		%					
2	営	業利益率の減少 (※営業利益率…営業利益÷売上高×1	100)						
		D − C ≧ 5%	減少率	% (適・否)					
	С	申込時点における最近3か月間の月平均営業利益率		%					
	D	Cの期間に対応する前年の3か月間の月平均営業利益率		%					

※上記①・②のいずれかを記入すること。

※経済変動対策資金の融資対象者3(2)に該当して融資を申し込む場合に申込書に添付すること。

取扱金融機関の長 岡山県信用保証協会会長

<u>所</u>	在	地			
<u>企</u>	業	名			
代表	長者」	氏名			

経済変動対策資金の融資対象要件に係る申告書

私は、	_業を営んでいるが、	下記のとおり売上高等の減少が生じているため、
経営の安定に支障が生じています。		

記

売	上高	等(売上額又は販売数量)の減少 (適 ・ 否)	※①・②ともに適であること
		$\frac{B - A}{B} \times 100 \ge 5\%$	①減少率%(適・否)
	A	申込時点における最近1か月の売上高等	円
	В	Aの期間に対応する前年の1か月の売上高等	円
		$\frac{D - C}{D} \times 100 \ge 5\%$	② 減少率% (適・否)
	С	申込時点における最近1か月の売上高等とその後の 2ヶ月の見込みを含む3か月間の月平均売上高等	円
	D	Cの期間に対応する前年の3か月間の月平均売上高 等	円

※経済変動対策資金の融資対象者4(1)に該当して融資を申し込む場合に申込書に添付すること。

取扱金融機関の長 岡山県信用保証協会会長

所	在	地			
<u>企</u>	業	名			
<u>代</u> 表	₹者]	氏名			

経済変動対策資金の融資対象要件に係る申告書

私は、下記のとおり ((1)売上総利益率 ・ (2)営業利益率) が減少しているため、経営の安定に支障が生じています。

記

(l)売	: 上総利益率の減少 (売上総利益率…売上総利益÷売上	高×100)	(適 ・ 否) ※①・②ともに適であること
		$\frac{B - A}{B} \times 100 \ge 5\%$	①減少率	%(適 · 否)
	A	申込時点における最近1か月の売上総利益率		%
	В	Aの期間に対応する前年の1か月の売上総利益率		%
		$\frac{D - C}{D} \times 100 \ge 5\%$	②減少率	%(適・否)
	С	申込時点における最近1か月の売上総利益率とその 後の2ヶ月の見込みを含む3か月間の月平均売上総 利益率		%
	D	Cの期間に対応する前年の3か月間の月平均売上総 利益率		%

※①・②ともに適であること B - A①減少率_____%(適·否) $-\times100 \geq 5\%$ В 申込時点における最近1か月の営業利益率 % | Aの期間に対応する前年の1か月の営業利益率 % D - C $- \times 100 \ge 5\%$ ②減少率 % (適 · 否) D 申込時点における最近1か月の営業利益率とその後 の2ヶ月の見込みを含む3か月間の月平均営業利益 % Cの期間に対応する前年の3か月間の月平均営業利 D % 益率

[※]上記(1)・(2)のいずれかを記入すること。

[※]経済変動対策資金の融資対象者4(2)に該当して融資を申し込む場合に申込書に添付すること。

事業承継対策資金に係る事業承継計画書

1	承継する事業の	概要						
ı	主業名(屋号)			代表者名				
	本店所在地							
	資 本 金			従業員数		決 算	期	
	創業年月	個人 •	法人		年	月		
		業 種 名						
	事業内容	製品(商品)名						
		年間売上高						
	株主構成・			%				%
	出資比率等			%				%
借	昔入金の状況							
2	事業承継の計画	(承継後の申込み	の場合は「事	 業承継の経過	内容」)			
	承継の区分	□親族内承継	□役員·従業員 (役職:	承継 □	第三者承継 集体的に:)
	承継の形態	□法人の代表者交	代 □事業の全	部譲渡 □事業	の一部譲渡(具体	的に:)
	継の経緯・理由 目的・効果等)	Æ	н					
	承継に係る	<u></u> 年						
l	スケジュール	年	月					
		年	月					
	される <u>※</u> ・負債の内容				※法人	の代表者を	交代の	場合は記入不要
	資金計画 事業承継に係る資	子金計画(承継から14	年分、承継後の申	込の場合は今後	1年分を記入)			(単位:千円)
	当該借入金				土地建物購入	費		
	その他の借入金	:計 			機械器具備品則			
調				支	商品材料等仕	入代		
達の	内訳			出 の	人件費 その他の費用記	<u></u>		
内				内	ての何のの利力は	· I		
訳	自己資金			訳	内 訳			
	その他()			可人			
	合 計				合 計			
(2)	今回申込に係る資	¥金使途						

[※]本様式については、標準様式につき、既存で作成した「事業承継計画」がある場合は、当該計画を添付しても差し支えない。

					<u>所</u>	在 地		
					<u>企</u>	業名		
					代表	者氏名		
	働き方改	革応援資金	(時短・	子育て応援	等)に係	系る融資対象	事業計画	画書(イ)
1	企業概要							
	資本金			万円	従業員数			人
	開業年 個	人・法人		年	車 米占点			
	業種				事業内容			
0	可次ナゴル	て時の知る事業	生中宏	ツまれよ	た 中央シテエ	上ナコュナフ	≻ 1.	
2		て取り組む事業		1		/点を記入する 		/井中√√ 兴·
	i i	動時間の短縮		休暇の取得	+	子育て応援		健康経営
	□ □ ¦ 芡1	生活躍		若者雇用		その他働き	力心抜に	可り/こ取組
3	上記「2」の	り具体的な内容	ド及び見込	とまれる効果				
4	資金計画							(当件 不用)
		占 :		大生田在出	: 7 A	その他(\	(単位:千円) 計
	設備資		己資金	本制度借	八並	て り他 ()	Ē l
	運転資	<u> </u>						
		計						
	П	FI						
_	はょナルサ	- 極いっ胆-トッリ	/ 知. の部点	ヲ <i>ト</i> オヤ の / \	たいでロッ	1 1 1 4 1 1 1 1 -	ノエッチェ、	`
5				:寺の仏仇(i	※ ヨ 垻 日 に	レ点を付けて	ください	o <i>)</i>
_		育て応援宣言						
_		ら「健活企業」	_	1 到 4 人 **				
_		進法の「ユー	-					
_		進法の「える」			مالد ۸			
_		支援対策推進						
_		優良法人」(紹		1) の認定企業	É		\	
	□ その他上記に準じた認定等()※括弧内に記入ください。							

					<u>企</u>	業名			
					<u>代表</u>	者氏名			
	171			**** * * * *	· · · · · · · ·				
	働	き万改革原	芯援資金(職場	境境の充実	() に係る) 融資对象	事業計画書	₹ (□)	
1	企業概要	更							
	資本金			万円	従業員数			人	
	開業年	個人・法	头人	年	事 业日志				
	業種				事業内容	,			
2	融資を登	受けて取り終	狙む事業(施設・	設備の整備)	内宏	≫該当する	内容にレ点を	記入すること	
_			記号事業 (施設 託児施設の設置		憩室の設置		i	 亜施設の設置	
		その他職	場環境の充実を図	る取組(L	<u>:</u>)	-
0		O		よ 10 マガ田					•
3	上記 2	2」の具体的	的な内容及び見込	まれる効果 					
	※整備で	計る施設、 記	没備の事業費の見	.積書の写し)	及び図面そ	の他の書類	頁を添付して	ください。	
4	資金計画	亘						())///	\
			 自己資金	本制度借	± 7 仝	その他()	(単位:千F	月)
	設備	資金	日 し 貝 並	平闸反旧	1八亚	-C 071E ()	計	_
		資金							
	合	計							
5	働き方は	女革応援に	関する当社の認定	等の状況(記	亥当項目に	レ点を付け	けてください。	,)	
] おかや	ま子育て応	接宣言企業						
		国から「健	_						
)「ユースエール」						
)「えるぼし」認知						
			策推進法の「くる						
_			:人」(経済産業省 	`) の認定企ӭ	業				
] その他	上記に準じ	た認定等()※括弧	瓜内に記入くださ	۱,°

所 在 地

令和 年 月 日

取	扱	金	融	機	関	0)	長	様
岡[山県	【信)	用伢	証	協会	会	長	1,34

所	在	地		
<u>企</u>	業	名		
代表	長者」	氏名		

協調支援型特別資金の融資対象要件に係る申告書

当社(私)は、次のとおり、米国の関税措置の影響を受けた又は受けることが見込まれることに相違あ りません。

	記	
米国の関税措置が事業活動に与える影響	(見込みを含む)	を簡潔に記入